

安全・安心・便利が快適な生活へ

つながります

住環境を整えて、安全・安心・
便利で快適な生活を目指し、
在宅生活の質の向上をはかり
ましょう。

●世田谷区保健センター

専門相談課 障害者専門相談担当

電話：6265-7546

FAX：6265-7549

〒156-0043

世田谷区松原6-37-10

保健医療福祉総合プラザ2階

URL：www.setagaya-sofuku.net

世田谷区保健センター
専門相談課

住宅改造相談の

ご案内

関係機関のみなさまへ

●交通機関

小田急線	梅ヶ丘駅北口	徒歩5分
	豪徳寺駅	徒歩8分
世田谷線	山下駅	徒歩8分
京王井の頭線	東松原駅	徒歩14分
小田急バス	松原停留所	徒歩1分



★こんな時にご相談ください

- どのような改造（修）を行なえばよいか、わからない
- ご本人の身体状況と住環境を評価してほしい
- 住宅改造（修）のプランを確認してほしい

1. 目的

住宅改造（修）や福祉用具の導入を行なう際に、専門的な相談・助言を行い、区民の在宅生活の質の向上を図ります。

2. 対象

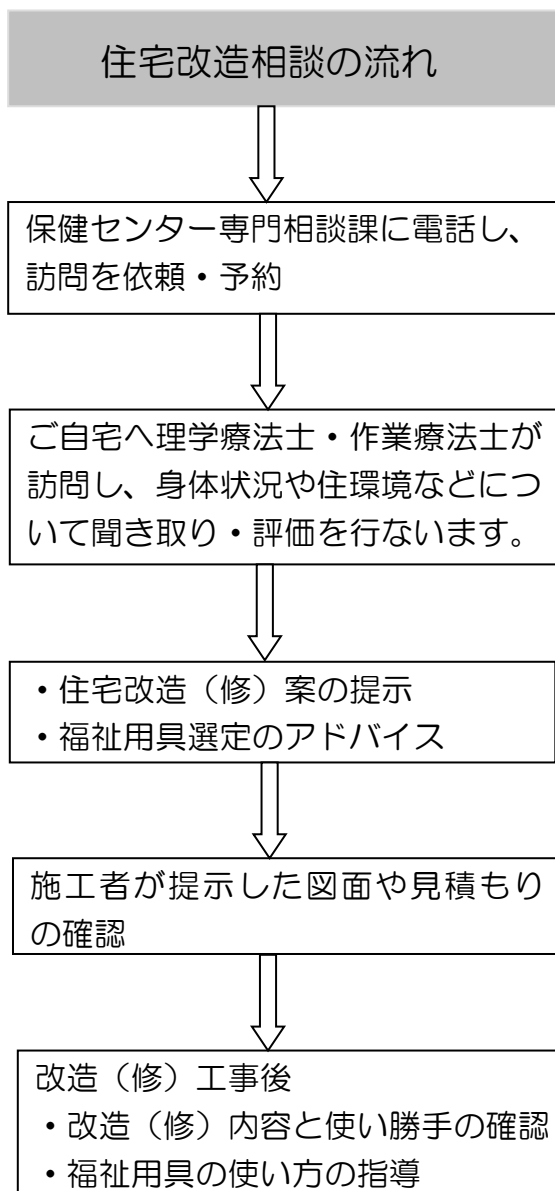
区内在住の障害のある方、またはご高齢の方

3. 相談スタッフ

理学療法士 作業療法士など

4. 内容

- ① ご本人のご自宅へ訪問し、身体状況や住環境などの評価をします。
- ② ご本人やケアマネジャーに対して、住環境整備に関する相談や助言を行ないます。
- ③ 改造（修）工事後、再度訪問し、改造（修）内容と使い勝手の確認を行ないます。また、ご本人やそのご家族、支援者に、手すりや福祉用具の使い方などの説明をします。



●申込み・問い合わせ

◎世田谷区保健センター
専門相談課
障害者専門相談担当
電話：6265-7546

受付時間 9：00～17：00
土日祝日・年末年始を除く

訪問日の調整と、ご本人の身体状況、住宅改造（修）の方針などを、お伺いします。

●ご利用にあたって

- ・ご本人やご家族、施工者との連絡調整はケアマネジャーが行なって下さい。
- ・訪問の際、必ずケアマネジャー等の依頼者、関係者の同席をお願いします。
- ・自費で住宅改造（修）を希望される方に対しても、相談をお受けします。